

★海外文献紹介★

保育「問題」の再検討

—子育てと男性—

Childhood Education

NOVEMBER/DECEMBER 1977

Childhood Education 一九七七年十一月、十二合併号は、「家庭生活の質的向上をめざして」という特集の下に、主論文としてドローシー・グロスが、現代アメリカ家族の深刻な実態を統計に基づいて明らかにし、それに対して教育機関として家庭と最も親密な関係にある学校が新しい役割をとるよう具体的に提案している。他に両親教育に関する論文が二つ、マスコミと家庭について論じたもの、そして、今回紹介するジェームズ・レビンという男性による「保育『問題』の再検討」が収められている。

○

最近わが国においても父親の問題がクローズアップされている折でもあり、また子育てを女性の問題としてではなく、人間の問題としてとらえ返すという根本的な問題提起を行なっているこの論文を是非紹介してみたいと思う。

論文はあるパーティーで女子大の理事弁護士から話しかけられたところから始まる。彼は女性が働くことを積極的に認め、自分の事務所でも女性弁護士を雇っているのだが、こうこぼすのである。「彼女らは四、五年勤めてようやく一人前になりかけた頃に妊娠し、長期休暇がほしいと言いはじめ。全く、我々はどうした

ものかねえ」と同じ男性である筆者に共感を求めてきたのであった。これに対し、筆者は、本当に問題を解決したいのなら、ご自分の職場で父・親休暇制度を採用しなさい、とすすめたのだが全く相手にされなかった。

さらにある若手女性研究者の記事をとりあげる。その女性は夫とともに研究をし、本を出版しているのだが、その間の子どもの世話には彼女一人でうけおっていた。そして、「自分は育児と仕事を両立できない」と言い、子育てが彼女の研究者としての人生にとって重大な障害物であることを認め、それを避けようとしているものであった。

筆者はこれら二つの例には共通して「子育てのにない手としての父親」という視点が全く欠けていることを指摘する。同時に、家族をもつことが男性をいかに支えるか、子育てに参加することが男性のアイデンティティの形成にいかに重要であるかという視点が社会全般にも欠けていることを指摘する。

この背景には「育児のにない手としての男性」という考え方に對する非常に根強い社会的な抵抗があることを示す。ハイム・ギノット博士の「現代では多くの夫婦が子育てにまぎこまれていて」という警告、法律界における「父親は小さい子どもにも拘束されるべきでない。心理的にも感情的にもそれに向いていないし、

条件もない」という見解、あるいは政府当局の、家族の実態は変わっても、父母の役割は永遠に変わらないという見方（働く母親は問題にしても、働く父親は問題にしない姿勢）、そして、保育界においてさえ、子どもの世話は女性だけに適しているし、女性はそうあるべきだという考え方であることを、ブロンフェンブレナーの言及を引用して述べていく。

しかし、ほんとうに子育ては「女性の問題」なのだろうか？
そう考えている限り、前述の女性研究者のように子育てが女性に對して敵対してくる危険性はますます今後大きくなってくるであろうし、一方ではあの理事弁護士のようにタテマエでは男女平等をとるが、この件に関しては男性側はなすべなしと手をこまねいて見ていることしかできないであろう。ほんとうにこの問題を解決していこうとするなら、個人レベルにおいても社会レベルにおいても根本的なとらえ直しが必要であることを筆者は主張する。つまり、働く父と母を雇っている職場であること、働く二人の親がいる家庭であること、男女両性を援助するものとしての保育政策を見直してみることである。

その先進例として筆者は北欧の例を紹介している。そのひとつはノルウェーであり、ここでは「家族審議会」という政府の専門機関が、共働きの核家族の家庭を対象にして「未来の家族」とい

う社会プログラムを計画している。これにはもちろん保育政策も含まれているが、家庭外の保育は幼ない子どもをもつ親たちのストレスの部分的な解決策にすぎず、完全な解決策は、両親が協力しあいながら子育てをすすめていくこと、それに対する外側からの物心両面の援助であるという考え方に立ったものである。

小規模ながらも、工具から経営者まであらゆる階層の勤労者を対象にした「家事分担の実験」も行なわれた。その結果、雇い主側は生産効率は下がらないことを発見し、父母側も収入の少々の犠牲はあっても、仕事と家事は両立できるし、子育ても分け合ってやっつけていけるし、子ども達や自分達自身のための時間もとれることで、十分に報われることがわかったのである。

スウェーデンではすでに六十年代の半ばに、彼らが「女性の問題」としてみなしてきたものが、実は男性と女性を含むより広い「男女の役割分担の問題」であることに気付いていた。それは女性はもちろんのこと、男性をも外側から規制するものであることから、逆に男性が積極的に子育てに加わられるような政策をおし進めている。その中で注目すべきものは「両親保険制度」である。これは出産後の休暇を両親のどちらにでも七か月間与えるというものであり、その間は九十パーセントの有給である。

筆者はこれらの実例を紹介しつつ、アメリカにおける解決方向

をさぐっていく。そのひとつとして労働形態の再構成を提案している。たとえば、「分担労働」(Job-Sharing)という考え方である。これは一人分の仕事を二人でやるという程の意味であるが、それによって雇用を継続したままで一人当りの労働時間を減らし、残りの時間を子育てにふりむけることができるというわけである。また、「フレックスタイム」という制度も紹介している。これは基本的な労働時間は定めておくが、実際の出勤時刻は個人的なニーズに合わせて変更できるというものである。これらのような柔軟な雇用形態をフルタイム労働を原則とする現在の制度の中に確立することを提案するのである。

男女両性による子育てを可能にしていく外側の条件として労働形態をとりあげたのだが、同時に内側の問題として、男女の役割に関する固定的な見方をのりこえるためにもいくつかの方策を示している。すなわち社会のあらゆる部門において、社会通念として男女の役割分担を再検討していくこと、特に教育のあらゆる段階でそれをうち破っていくことを提唱している。

幼児教育において性別のないカリキュラムを実行すること、その後の全ての教育の段階で、異年齢の子ども達がふれ合うこと、助け合うこと、年長の子どもが年少の子どもの世話をすることを、価値あることとして認めはげまし、その機会をカリキュラム

の中に確立していくことなどである。また、出産そのものに男性が立ち会えるように病院の制度も改革し、父親を父親として認め、彼らに新しいライフスペースを確保してやることを提案している。

筆者がめざしているのは、男女両性ともが生産にもたずさわり、同時に子どもを愛し育てていくこともできるような生活を作り上げていくことである。それは、「女性の問題」としてとらえている限り決してできないであろう。そして非常に困難な課題でもあるが、報われることの多い課題であると結んでいる。

○

わが日本においては、アメリカ以上にこの問題は困難さをもっている。日本の男性の家事時間は世界に抜きん出て少ない。育児に対しては全く逃げ腰で見て見ぬふりを決めこんでいる。しかもそれは誇り高き(?)男性のすることではないという確信(?)のもとであるからなお始末が悪い。しかし、家事にしろ育児にしろ人間にとってなんと基本的でやりがいのあることであろうか。この重みは全ての人間によって分かれたるべきものだと思う。ほ

んとくに、男性も女性も生活を大切にすると、という視座を自らの中にもつことができれば、この世の中の相当のことが解決できるのではないかと思う。現在の「子育ては女の仕事」とする分業観が、当の女性にとって、男性にとって、そして子ども達にとって本当に幸せをもたらすのであろうか。

「どの男も女も、子育て(および、それが象徴しているやさしさをはらんだ人間関係)に参加できるように社会を作っていくたい」「父親も母親も、したがって又子供たちもそれぞれが自分の中にトータルな人間性をとりもどすことができないう限り、だれも本当に大空をとぶことはできないのである」*という言葉に共感するのは私だけであらうか。

(山口大学 友定啓子)

※ますのきよし「いま父親はしあわせか」『家庭科教育』一九七八年六月号 家政教育社

